

品川区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第38号

品川区手数料条例の一部を改正する条例

品川区手数料条例（平成12年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表(4)の表29の項中「同令第3条に規定する薬局製造販売医薬品」を「同法第2条第17項第3号に規定する医薬品」に改め、同表34の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

別表(5)の表44の4の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表44の5の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表56の2の項中「第5条の4の」を「第5条の14の」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同表56の2の2の項中「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に、「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同表56の2の3の項中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改め、同表56の2の4の項中「マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第6号」を「マンシヨンの再生等の円滑化に関する法律第2条第1項第11号」に、「施行マンシヨンが」を「建替前マンシヨンまたは滅失したマンシヨン（同項第1号に規定するマンシヨンをいう。以下同じ。）で同項第13号に規定する再建敷地の上に存してい

たものが」に、「第20条の2第9項」を「第20条の2第8項」に、「第38条の4第19項」を「第38条の4第18項」に改め、「および」の次に「同法第2条第1項第14号に規定する再生後マンションが同令第20条の2第7項および第38条の4第19項に規定する基準に適合し、かつ、」を加え、「同法第2条第1項第7号に規定する施行再建マンション」を「当該再生後マンション」に、「当該施行マンション」を「当該建替前マンションもしくは当該滅失したマンション」に、「マンション建替事業施行建築物に関する証明書交付手数料」を「マンション再生事業施行建築物に係る隣接施行敷地権の登記に関する証明書交付手数料」に改め、同項を同表56の2の5の項とし、同表56の2の3の項の次に次の1項を加える。

56の2の4 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第14号に規定する再生後マンションが租税特別措置法施行令第20条の2第7項および第38条の4第18項に規定する基準に適合することの証明書の交付	マンション再生事業施行建築物に係る区分所有権および敷地利権または敷地共有持分等の取得の登記に関する証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。
--	---	-----------	----------

別表(5)の表56の3の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第9号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第4条第2項第6号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「同法第109条第1項に規定する決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に改め、「土地」の次に「または同法第2条第1項第23号に規定する売却

敷地」を加え、「同法第2条第1項第1号に規定する」を削り、「第20条の2第11項」を「第20条の2第9項」に、「第38条の4第19項」を「第38条の4第17項」に、「マンション敷地売却事業施行マンションに関する証明書交付手数料」を「マンション等売却事業施行マンションに関する証明書交付手数料」に改め、同表56の4の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第9号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第4条第2項第6号」に、「マンション敷地売却事業に係る同法第109条第1項に規定する決議特定要除却認定マンション」を「マンション等売却事業に係るマンション」に改め、「土地」の次に「または同法第2条第1項第23号に規定する売却敷地」を加え、「第13条の3第5項第2号」を「(昭和32年大蔵省令第15号)第13条の3第6項第2号」に、「第21条の19第6項第2号」を「第21条の19第7項第2号」に、「マンション敷地売却事業施行施設に関する証明書交付手数料」を「マンション等売却事業施行施設に関する証明書交付手数料」に改め、同表56の5の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第9号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第4条第2項第6号」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業または同法第2条第1項第19号に規定するマンション除却敷地売却事業」に、「同法第109条第1項に規定する決議特定要除却認定マンション」を「マンション」に、「当該決議特定要除却認定マンション」を「当該マンション」に改め、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第1号に規定する」を削り、「決議特定要除却認定マンションに関する証明書交付手数料」を「売却等マンションに関する証明書交付手数料」に改め、同表56の6の項中「マ

ンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第2条第1項第6号」を「第7条第2号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「同項第14号」を「同法第2条第1項第30号」に、「または同項第19号に規定する敷地利用権」を「もしくは同項第35号に規定する敷地利用権または同項第13号に規定する再建敷地の同法第5条第2項第2号に規定する敷地共有持分等」に、「マンション建替事業に伴い」を「マンション再生事業に伴い」に、「当該マンション建替事業」を「当該マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「(昭和32年大蔵省令第15号)」を削り、「マンション建替事業に係る区分所有権または敷地利用権の取得の登記に関する証明書交付手数料」を「マンション再生事業に係る区分所有権もしくは敷地利用権または敷地共有持分等の取得の登記に関する証明書交付手数料」に改め、同表56の7の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合の法人に関する資格証明書交付手数料」を「マンション再生組合の法人に関する資格証明書交付手数料」に改め、同表56の8の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「権利変換手続開始の登記に関する証明書交付手数料」を「マンション再生事業に係る権利変換手続開始の登記に関する証明書交付手数料」に改め、同表56の9の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再

建マンション」を「再生後マンション」に、「権利変換後の土地に関する権利について必要な登記に関する証明書交付手数料」を「マンション再生事業に係る権利変換後の土地に関する権利について必要な登記に関する証明書交付手数料」に改め、同表５６の１０の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第１０５条第１項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第１６３条の５第１項」に改め、「建築物の容積率」の次に「または各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションまたは要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同表５６の１１の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第１１６条」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第１０９条」に、「第１２４条第１項」を「第１２１条第１項」に、「第２条第１項第１０号」を「第４条第２項第７号」に、「売却マンション」を「売却等マンション」に、「同項第１４号」を「同法第２条第１項第３０号」に、「または同項第１９号に規定する敷地利用権」を「もしくは同項第３５号に規定する敷地利用権または同項第２３号に規定する売却敷地の同法第５条第２項第２号に規定する敷地共有持分等」に、「マンション敷地売却事業に伴い」を「マンション等売却事業に伴い」に、「マンション敷地売却事業に係る区分所有権または敷地利用権の取得の登記に関する証明書交付手数料」を「マンション等売却事業に係る区分所有権もしくは敷地利用権または売却敷地の敷地共有持分等の取得の登記に関する証明書交付手数料」に改め、同表５６の１２の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第１２０条

第１項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第１１３条第１項」に、
「マンション敷地売却組合の法人に関する資格証明書交付手数料」を「マンション等売却組合の法人に関する資格証明書交付手数料」に改め、同表５６の１
３の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、同表５６の１４の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「規定する権利消滅期日後の売却マンションおよびその敷地」を「規定する権利消滅期日後の売却等マンションおよびその敷地または売却敷地」に、「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「権利消滅期日後の売却マンションおよびその敷地に関する権利について必要な登記に関する証明書交付手数料」を「権利消滅期日後の売却等マンションおよびその敷地または売却敷地に関する権利について必要な登記に関する証明書交付手数料」に改め、同項の次に次の６項を加える。

５６の１５　マンションの再生等の円滑化に関する法律第１６３条の２に規定する組合が同法第１６３条の１４の規定により取得する同法第２条第１項第２６号に規定する除却マンションの同項第３０号に規定する区分所有権または同項第３５号に規定する敷地利用権の取得の登記が租税特別措置法第７６条第３項に規定するマンション除却事業に伴	マンション除却事業に係る区分所有権または敷地利用権の取得の登記に関する証明書交付手数料	１通につき４００円	交付申請のとき。
---	---	-----------	----------

い受けるものであることの 証明書の交付			
56の16 マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の6第1項の規定による認可を受けた組合であること、同法第163条の13第1項の規定により公告された組合の理事長であることならびに届け出ている法人および理事長の印鑑の証明に係る証明書の交付	マンション除却組合の法人に関する資格証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。
56の17 マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の33第1項に規定する補償金支払手続開始の登記が租税特別措置法第76条第3項に規定するマンション除却事業に伴い受けるものであることの証明書の交付	補償金支払手続開始の登記に関する証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。
56の18 マンションの再生等の円滑化に関する法律第168条第1項の規定による認可を受けた組合であること、同法第173条第1項の規定により公告された組合の理事長であることならびに届け出ている法人および理事長の印鑑の証明に係る証明書の交付	敷地分割組合の法人に関する資格証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。
56の19 マンションの再生等の円滑化に関する法律第189条第1項に規定する敷地権利変換手続開始の登記が租税特別措置法第76条第4項に規定する敷地	敷地分割事業に係る敷地権利変換手続開始の登記に関する証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。

分割事業に伴い受けるものであることおよび租税特別措置法施行規則第28条第4項第1号に定める事項に関する証明書の交付			
56の20 マンションの再生等の円滑化に関する法律第204条第1項に規定する敷地権利変換後の土地に関する権利について必要な登記が租税特別措置法第76条第4項に規定する敷地分割事業に伴い受けるものであることおよび租税特別措置法施行規則第28条第4項第2号に定める事項に関する証明書の交付	敷地分割事業に係る敷地権利変換後の土地に関する権利について必要な登記に関する証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。